

事務連絡
令和5年12月14日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

御中

内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室
内閣府地方創生推進室
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

低所得者支援及び定額減税を補足する給付について

「デフレ完全脱却のための総合経済対策（以下「経済対策」という。）」（令和5年11月2日閣議決定）により、「住民税非課税世帯には該当しないが、個人住民税の定額減税の対象とならない住民税均等割のみ課税される世帯、定額減税が開始される時期に新たな課税情報により住民税非課税世帯に該当することが判明する世帯には、地域の実情に応じて住民税非課税世帯への支援と同水準を目安に支援が行えるよう、また、低所得者世帯のうち世帯人数が多い子育て世帯や、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者には、地域の実情等に応じ、定額減税やほかの給付措置とのバランスにおいて可能な限り公平を確保できる適切な支援を行える」ことが盛り込まれ、令和6年度税制改正と併せて本年末に成案を得るとされていたところ、本日与党税制改正大綱が取りまとめられるとともに、成案を得たところであります。これらについては「低所得者支援及び定額減税を補足する給付」として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）を活用し実施する予定とされております（別紙1参照）。

つきましては、詳細については後日改めて通知いたしますが、各地方公共団体におかれましては、今般お示しする制度概要等を踏まえ、本給付金を活用した支援について、下記の通り速やかに検討を進めてくださいますようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨速やかに周知されますようよろしくお願いいたします。

記

1. 給付金・定額減税一体措置への対応について

「低所得者支援及び定額減税を補足する給付について（令和5年12月14日）」（別紙1参照）の通り、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、定額減税の実施と併せて以下の一連の給付を実施する予定としております。

① 個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付

- ▶ 令和5年度における個人住民税均等割非課税世帯(以下「住民税非課税世帯」という。)以外の世帯であって、個人住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯(以下「均等割のみ課税世帯」という。)に対し、1世帯当たり10万円を支給。

② こども加算

- ▶ 令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付への加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を支給。

③ 新たに住民税非課税等となる世帯への給付

- ▶ 新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯(令和5年度に上記給付の対象となった世帯を除く。)に対し、1世帯当たり10万円を支給する。対象となる児童がいる場合には、上記②に準じた加算を実施。

④ 調整給付

- ▶ 納税者及び配偶者を含めた扶養家族に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給。
- ▶ なお、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、当初給付額に不足のあることが判明した場合には、追加で当該納税者に給付。

上記①及び②の給付については、「地方公共団体の事務処理等を踏まえつつ、令和6年以降可能な限り速やかに支給を行うことを目指す。」としていますので、地方公共団体におかれては、今般公表された制度の概要等を踏まえ、迅速な給付に向けて速やかに検討を進めていただきますようお願いいたします。

なお、物価高の影響を最も被っている住民税非課税世帯の方に対して迅速に支援を届けることが特に重要であることから、令和5年度補正予算で措置された低所得世帯支援枠を活用した住民税非課税世帯1世帯当たり7万円を目安とする給付(以下「住民税均等割非課税世帯への給付(7万円)」という。)について迅速な給付を進めていただきつつ、上記①及び②の給付については、住民税均等割非課税世帯への給付の迅速な実施に支障のないよう留意しつつ、給付を進めてくださいますようお願いいたします。

また、上記③及び④の給付については、「令和6年に入手可能な情報を基に支給を行っていくこととしつつ、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手など、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。」としていますので、これを踏まえ、ご対応をお願いいたします。

2. デジタルの積極的活用による簡素・迅速な給付について

上記1.の各種給付事務を実施するに当たっては、簡素・迅速な給付を図る観点から、以下の措置を予定しているところでありますので、これらを踏まえ、デジタルの積極的な活用についてもあわせて検討していただくようお願いいたします。なお、重点支援地方交付金の

仕組みを活用し、上記の標準事業を行う地方公共団体に対して、これに必要となる給付費及び事務費を交付します。

① 特定公的給付制度に関する包括指定の検討について

▶ 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した住民税非課税世帯1世帯当たり3万円を目安とする給付等に係る特定公的給付制度の活用にあたっては、これまでは個別の自治体においてそれぞれ申請し、告示において指定することとしていましたが、住民税均等割非課税世帯への給付（7万円）及び上記1. ①から④の給付についてはすべての自治体分を特定公的給付に包括的に指定し個々の自治体による申請等を要しないよう措置することについて現在検討を進めております。こちらについては改めて後日別途お知らせいたします。

② 推計所得税額等算定ツールの導入

▶ 定額減税と連動した「調整給付」の算定に必要な税データを簡易に抽出し、これを元に対象者の推計所得税額等を一括算定できるようにします。こちらについては改めて後日別途お知らせいたします。

③ 給付支援サービスの導入、及び、自治体独自のオンライン申請システムの活用

▶ 住民・自治体双方において、給付の申請から給付までのプロセスが一通貫でデジタル完結することで、迅速かつ効率的な給付が可能となるような給付支援サービスを構築中であり、詳細については追って連絡しますので、ご検討くださいますようお願いいたします。

▶ なお、従来の給付金事務でオンライン申請サービスの利用実績がある自治体等をはじめ、オンライン申請サービスの活用について、「給付にあたっての自治体独自の各種オンライン申請サービスの活用について（令和5年11月29日付内閣府地方創生推進室事務連絡）」において検討を周知したところではありますが、今般の給付金の給付にあたっては、オンライン申請サービスの活用について検討くださいますようお願いいたします。また、その際には、給付事務の円滑な実施に支障のない範囲で、オンライン申請による申請者について他の申請者よりも速やかに給付を行うことについても適宜検討ください。

④ スーパーファストパス

▶ 上記③の給付支援サービスの活用にあたっては、給付金を支給する対象者に対して、積極的な広報により自らが対象と分かっている方については、自治体からの通知を待たず、オンライン申請することも可能になります。

<関係資料一覧>

- 別紙1 低所得者支援及び定額減税を補足する給付について（令和5年12月14日）
- 別紙2 低所得者支援及び定額減税補足給付金 自治体向け概要資料（12/14時点版）
- 別紙3 給付支援サービスの概要について
- 別紙4 低所得世帯給付におけるオンライン申請の積極的な活用

【問合せ先】

(制度の内容について)

内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室

直通 03-6910-2019

e-mail : kyuhukin.all.b7s@cas.go.jp

※定額減税については所掌外になりますので、誠に
申し訳ございませんがご回答いたしかねます。

(予算執行に関する内容について)

内閣府地方創生推進室

直通 03-5501-1752

e-mail : e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

(デジタルの積極活用に関する内容について)

デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

給付支援サービス担当

e-mail : benefitsaas@digital.go.jp

以上

低所得者支援及び定額減税を補足する給付について

令和5年12月14日
内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室

低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、定額減税の実施と併せて以下の一連の給付を実施する。

(1) 個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付

令和5年度における個人住民税均等割非課税世帯(以下「住民税非課税世帯」という。)以外の世帯であって、個人住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯(以下「均等割のみ課税世帯」という。)に対し、1世帯当たり10万円を支給する。

(2) こども加算

令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付への加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を支給する。

(3) 新たに住民税非課税等となる世帯への給付

新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯(令和5年度に上記給付の対象となった世帯を除く。)に対し、1世帯当たり10万円を支給する。対象となる児童がいる場合には、上記(2)に準じた加算を行う。

(4) 調整給付

納税者及び配偶者を含めた扶養家族に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給する。

なお、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、当初給付額に不足のあることが判明した場合には、追加で当該納税者に給付する。

(5) 執行

- ・ 上記(1)及び(2)の給付については、地方公共団体の事務処理等を踏まえつつ、令和6年以降可能な限り速やかに支給を行うことを目指す。
- ・ 上記(3)及び(4)の給付については、令和6年に入手可能な情報を基に支給を行っていくこととしつつ、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手など、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。
- ・ 重点支援地方交付金の仕組みを活用し、上記の標準事業を行う地方公共団体に対して、これに必要となる給付費及び事務費を交付する。なお、簡素迅速な給付がなされるよう、関係機関と連携して、給付を支援するサービス等の開発・導入支援を国主導で行い、地方公共団体におけるデジタル技術を積極的に活用した取組みを促す。あわせて、国民への丁寧な説明・周知広報を行う。

低所得者支援及び定額減税補足給付金

自治体向け概要資料 (12/14時点版)

令和5年12月14日

内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室
内閣府地方創生推進室

※ 本資料は、自治体における事業実施準備の参考として、令和5年12月14日時点における検討状況をお示ししたものであり、今後、自治体からいただいたご意見等に基づき修正があり得るものです。また、説明便宜のため文言や表現が簡略化されている場合がありますので、実際の事務運営は、別途発出予定の通知・事務連絡等によって行ってください。

低所得者支援及び定額減税を補足する給付について

年内・年明け以降速やかに開始

令和6年のできる限り早期に開始

【2】 令和6年2～3月を目途に早期開始を目指す

低所得者の子育て世帯に、
世帯内で扶養されている18歳以下の子に5万円/人を加算

住民税均等割のみ課税世帯に、
住民税非課税世帯と同水準の10万円/世帯を給付

【3】 令和6年度住民税情報等をもとに給付

新たに
住民税非課税
住民税均等割のみ課税
となる世帯に、

現在のこれら世帯と
同水準の
10万円/世帯を給付

【4】 令和6年に入手可能な課税情報をもとに給付

定額減税しきれないと
見込まれる方に、

- 減税額確定（令和7年3月確定申告）を待たず、令和6年に入手可能な課税情報をもとに、前倒して給付

- 自治体の事務負担などを踏まえ、1万円単位で差額を給付
※実績が判明し、「減税+給付」が不足する場合、追加支給

【1】 年内にも開始

住民税非課税世帯に、
1世帯7万円追加給付

自治体へ情報提供
迅速支給をサポート

低所得の子育て世帯【2】

住民税均等割
非課税世帯
【1】

多くの自治体でこの夏以降
3万円を目安に支援

住民税均等割
のみ課税世帯
【2】

新たに非課税等となる世帯
【3】

定額減税しきれないと
見込まれる方
【4】

住民税所得割/所得税納税者

定額減税

1人4万円※×（本人+扶養親族）

※6年分所得税3万円、6年度分個人住民税1万円

（年収）

低所得者支援及び定額減税を補足する給付について

令和5年12月14日

内閣官房令和5年経済対策給付金等事業企画室

低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、定額減税の実施と併せて以下の一連の給付を実施する。

(1) 個人住民税均等割のみの課税がなされる世帯への給付

令和5年度における個人住民税均等割非課税世帯（以下「住民税非課税世帯」という。）以外の世帯であって、個人住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯（以下「均等割のみ課税世帯」という。）に対し、1世帯当たり10万円を支給する。

(2) こども加算

令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付への加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を支給する。

(3) 新たに住民税非課税等となる世帯への給付

新たに住民税非課税又は均等割のみ課税となる世帯（令和5年度に上記給付の対象となった世帯を除く。）に対し、1世帯当たり10万円を支給する。対象となる児童がいる場合には、上記(2)に準じた加算を行う。

(4) 調整給付

納税者及び配偶者を含めた扶養家族に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の令和6年分推計所得税額又は令和6年度分個人住民税所得割額を上回る者に対し、当該上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額を支給する。

なお、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、当初給付額に不足のあることが判明した場合には、追加で当該納税者に給付する。

(5) 執行

- ・ 上記(1)及び(2)の給付については、地方公共団体の事務処理等を踏まえつつ、令和6年以降可能な限り速やかに支給を行うことを目指す。
- ・ 上記(3)及び(4)の給付については、令和6年に入手可能な情報を基に支給を行っていくこととしつつ、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手など、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。
- ・ 重点支援地方交付金の仕組みを活用し、上記の標準事業を行う地方公共団体に対して、これに必要となる給付費及び事務費を交付する。なお、簡素迅速な給付がなされるよう、関係機関と連携して、給付を支援するサービス等の開発・導入支援を国主導で行い、地方公共団体におけるデジタル技術を積極的に活用した取組みを促す。あわせて、国民への丁寧な説明・周知広報を行う。

【参考】デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）（抄）

第1章 経済の現状認識と経済対策の基本的考え方

2. 経済対策の基本的考え方

（第1の柱：物価高から国民生活を守る）

（前略）物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には迅速に支援を届けることとし、物価高対策のための「重点支援地方交付金」の低所得世帯支援枠を追加的に拡大して、支援を行う。

令和6年度税制改正による所得税・個人住民税の定額減税とこの住民税非課税世帯への支援は、支援の手法、対象となる所得層、実施時期が異なる中、両支援の間にある者に対しても丁寧に対応することとし、令和6年度税制改正と併せて本年末に成案を得る。

第2章 経済再生に向けた具体的施策

第1節 物価高から国民生活を守る

1. 物価高により厳しい状況にある生活者・事業者への支援

（前略）物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には、迅速に支援を届ける。多くの地方公共団体において、本年夏以降1世帯当たり3万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための「重点支援地方交付金」の低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、今回、1世帯当たり7万円を追加することで、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援を行う。

令和6年度税制改正による定額減税と上記の住民税非課税世帯への支援は、支援の手法、対象となる所得層、実施時期が異なる中、両支援の間にある者に対しても丁寧に対応する。具体的には、

- ① 住民税非課税世帯には該当しないが、個人住民税の定額減税の対象とならない住民税均等割のみ課税される世帯、定額減税が開始される時期に新たな課税情報により住民税非課税世帯に該当することが判明する世帯には、地域の実情に応じて、上記の住民税非課税世帯への支援と同水準を目安に支援を行えるよう、また、
- ② 低所得者世帯のうち世帯人数が多い子育て世帯や、定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の者には、地域の実情等に応じ、定額減税や他の給付措置とのバランスにおいて可能な限り公平を確保できる適切な支援を行えるよう、

物価高対策のための「重点支援地方交付金」による対応を中心に、地方公共団体の事務負担に配慮しつつ、令和6年度税制改正と併せて、本年末に成案を得る。

これらの趣旨・内容等については、国民に対し、丁寧な説明・周知広報に努める。

低所得者支援及び定額減税補足給付金にかかる制度概要（案）

※いずれも「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の活用を予定

給付類型		交付対象者	給付額（目安）	基準日（目安）	給付開始目途	
補正予算	① 住民税均等割非課税世帯への給付 【R5非課税給付】	令和5年度住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯の世帯主	7万円／世帯 <small>多くの自治体でこの夏以降3万円を目安に支援済み</small>	令和5年12月1日	令和5年12月以降に順次給付開始	
	② 住民税均等割のみ課税世帯への給付 【R5均等割のみ課税給付】	令和5年度住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯（①を除く）の世帯主	10万円／世帯	①と同一	令和6年2～3月目途以降に順次給付開始	
今後、予算措置	③ 低所得者の子育て世帯への加算 【こども加算】	①・②・④給付対象世帯の世帯主 <small>（※当該者と基準日において同一世帯となっている18歳以下の児童が対象）</small>	5万円／児童	①・②・④と同一	同上 <small>（④給付対象世帯については、④給付開始と同時期）</small>	
	④	(1) 新たに住民税均等割非課税となる世帯への給付 【R6非課税化給付】	新たに令和6年度住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯の世帯主	10万円／世帯	調整中	令和6年度住民税情報等をもとに令和6年のできる限り早期に給付開始
		(2) 新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付 【R6均等割のみ課税化給付】	新たに令和6年度住民税所得割（減税前）が課せられていない者のみで構成される世帯（上記を除く）の世帯主	10万円／世帯	同上	同上
	⑤	定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付 【調整給付】	定額減税可能額が減税前税額を上回る（減税しきれない）と見込まれる所得税/住民税の納税義務者	左記上回ると見込まれる額	同上	令和6年に入手可能な課税情報をもとに令和6年のできる限り早期に給付開始

※ 実施時期については、事務負担も踏まえながら、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。

①「住民税均等割非課税世帯」への給付について

1. 対象者(世帯単位)

基準日に住民登録のある令和5年度住民税(令和4年所得ベースで算定)において、個人住民税均等割が非課税となった者のみで構成されている世帯※の世帯主
※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

2. 給付額

1世帯当たり7万円を目安

3. 実施主体

住民票所在市町村
(特別区を含む)

4. 基準日

令和5年12月1日を目安

5. 交付金

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金
【低所得世帯支援枠】 ⇒ 令和5年度補正予算により予算措置済み。
9割の自治体が年内に予算化(予定を含む)

6. 給付実務イメージ



低所得者の子育て世帯への加算(③)

原則として上記給付対象者と基準日において同一世帯となっている18歳以下の児童1人あたり5万円を目安に給付
※18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)
※例外的に、申請により対象となる児童
・基準日以降に生まれた新生児
・別世帯だが扶養している児童
※例外的に、確認書による確認により対象としない児童－住民票を移していない施設入所児童

② 「住民税均等割のみ課税世帯」への給付について

1. 対象者(世帯単位)

基準日に住民登録のある令和5年度住民税(令和4年所得ベースで算定)において、個人住民税所得割が課せられていない者のみで構成されている世帯※(給付①の給付対象世帯を除く)の世帯主
 ※住民税所得割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

2. 給付額

1世帯当たり10万円を目安

3. 実施主体

住民票所在市町村
(特別区を含む)

4. 基準日

令和5年12月1日を目安
(①給付と同日)

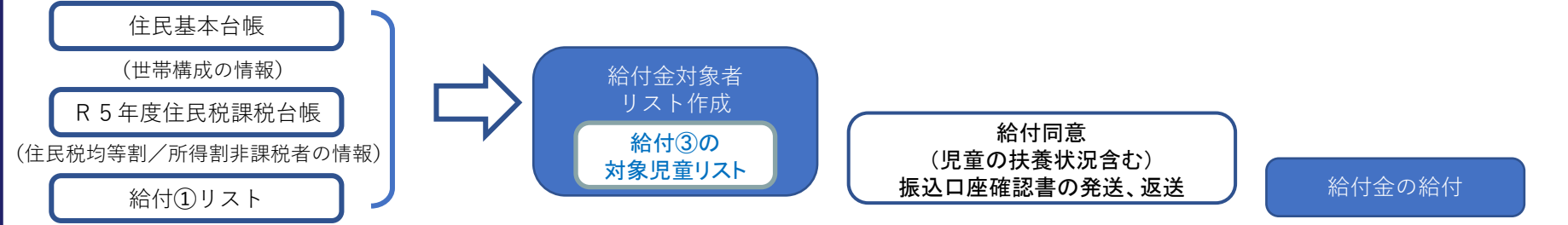
5. 交付金

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

[参考]対象世帯イメージ

世帯の状況	(1)住民税非課税	(2)均等割のみ課税	(3)所得割課税
世帯全員が(1)住民税非課税の方	○	—	—
世帯が(1)住民税非課税の方と、(2)均等割のみ課税の方のみ	○	○	—
世帯全員が(2)均等割のみ課税の方	—	○	—

6. 給付実務イメージ



低所得者の子育て世帯への加算(③)

原則として上記給付対象者と基準日において同一世帯となっている18歳以下の児童1人あたり5万円を目安に給付

※18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)

※例外的に、申請により対象となる児童
 ・基準日以降に生まれた新生児
 ・別世帯だが扶養している児童

※例外的に、確認書による確認により対象としない児童
 ・住民票を移していない施設入所児童

③ 「低所得者の子育て世帯」 への加算について

1. 対象者(世帯単位)

①「住民税均等割非課税世帯」、②「住民税均等割のみ課税世帯」、④(1)「新たな住民税均等割非課税世帯」及び④(2)「新たな住民税均等割のみ課税世帯」への給付対象者(世帯主)

1-2. 加算対象となる児童の範囲

原則として上記給付対象者と基準日において同一世帯となっている18歳以下の児童

※18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)

※例外的に、申請により対象となる児童 ・基準日以降に生まれた新生児

・別世帯だが扶養している児童

※例外的に、確認書による確認により対象としない児童 ・住民票を移していない施設入所児童

2. 給付額

児童1人当たり5万円を目安

3. 実施主体

住民票所在市町村
(特別区を含む)

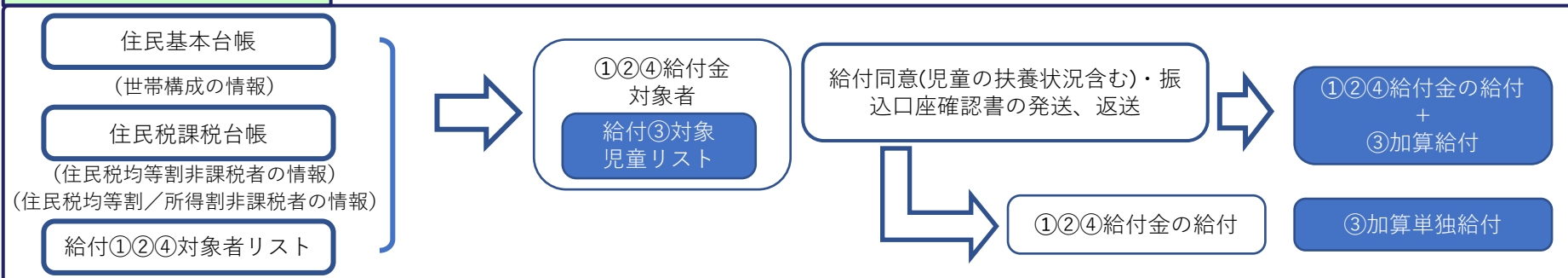
4. 基準日

①②④それぞれと同日を目安

5. 交付金

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

6. 給付実務イメージ



④ 「新たな住民税均等割非課税世帯」等への給付について

1. 対象者(世帯単位)

- (1) 基準日に住民登録のある令和6年度住民税(令和5年所得ベースで算定)において、個人住民税均等割が非課税となった者のみで構成されている世帯※(給付①、②の給付対象世帯を除く)の世帯主
 ※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。
- (2) 基準日に住民登録のある令和6年度住民税(令和5年所得ベースで算定)において、個人住民税所得割が課せられていない者のみで構成されている世帯※(給付①、②、④(1)の給付対象世帯を除く)の世帯主
 ※住民税所得割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

2. 給付額

1世帯当たり10万円を目安

3. 実施主体

住民票所在市町村
(特別区を含む)

4. 基準日

調整中

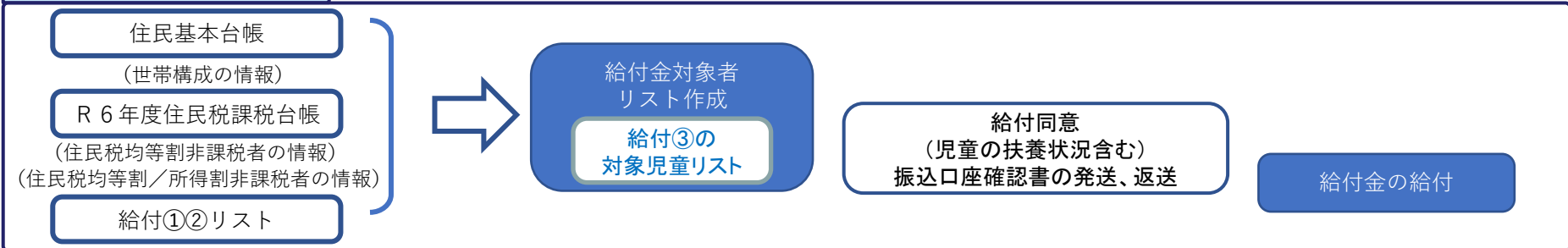
5. 交付金

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

区分	令和5年度		令和6年度	
	非課税	均等割のみ	新非課税	新均等割のみ
給付の種類	①給付	②給付	④(1)給付	④(2)給付
			③加算	

※令和5年度に①、②給付対象世帯は受給不可

6. 給付実務イメージ



※ 令和6年のできる限り早期の給付開始に向けて、事務負担も踏まえながら、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする方向で調整中。

低所得者の子育て世帯への加算(③)

原則として上記給付対象者と基準日において同一世帯となっている18歳以下の児童1人あたり5万円を目安に給付

※18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童(平成17年4月2日生まれ以降の児童)

※例外的に、申請により対象となる児童

- ・基準日以降に生まれた新生児
- ・別世帯だが扶養している児童

※例外的に、確認書による確認により対象としない児童

- ・住民票を移していない施設入所児童

⑤ 「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付について

1. 対象者(個人単位)

定額減税可能額が、令和6年に入手可能な課税情報を基に把握された当該納税者の「令和6年分推計所得税額」(令和5年分所得税額)又は「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る者

定額減税可能額: 所得税分 $= 3\text{万円} \times \text{減税対象人数}$
個人住民税所得割分 $= 1\text{万円} \times \text{減税対象人数}$
減税対象人数: 納税者本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族(16歳未満扶養親族を含む)

2. 給付額

(1)+(2)の合算額(合算額を万円単位に切り上げる)

(1) 所得税分定額減税可能額－令和6年分推計所得税額(令和5年分所得税額) ((1)<0の場合は0)

(2) 個人住民税所得割分減税可能額－令和6年度分個人住民税所得割額 ((2)<0の場合は0)

なお、令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が確定した後、給付額に不足があることが判明した場合には、追加で給付する。

3. 実施主体

住民税課税市町村
(特別区を含む)

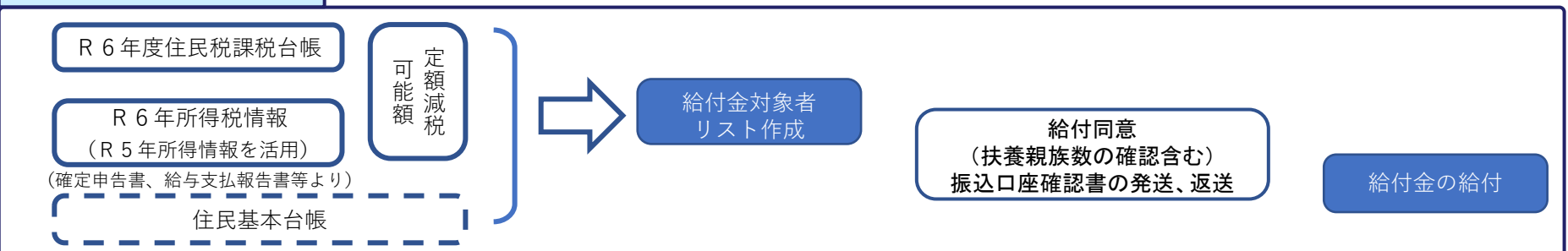
4. ①実施主体決定日／②基準日

①令和6年1月1日
②調整中

5. 交付金

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

6. 給付実務イメージ



※ 令和6年のできる限り早期の給付開始に向けて、事務負担も踏まえながら、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする方向で調整中。

調整給付額の計算方法

○ 基本的な枠組み

※令和6年分所得税額は、令和6年中には確定しないため、前年の令和5年分所得税額を用いて、令和6年分所得税額とみなす。

(1) 「所得税分控除不足額」の算出方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline 3 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{みなし令和6年分所得税額 (減税前)} \\ \hline = \text{令和5年分所得税額 (実績)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{① 所得税分控除不足額} \\ \hline \end{array}$$

① < 0 の場合は 0

(2) 「個人住民税分控除不足額」の算出方法

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{定額減税可能額} \\ \hline 1 \text{ 万円} \times (\text{本人} + \text{扶養親族数}) \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和6年度分個人住民税額 (減税前)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{② 個人住民税分控除不足額} \\ \hline \end{array}$$

② < 0 の場合は 0

➔ **調整給付額 = ① + ② (一万円単位で「切り上げて」算出)**

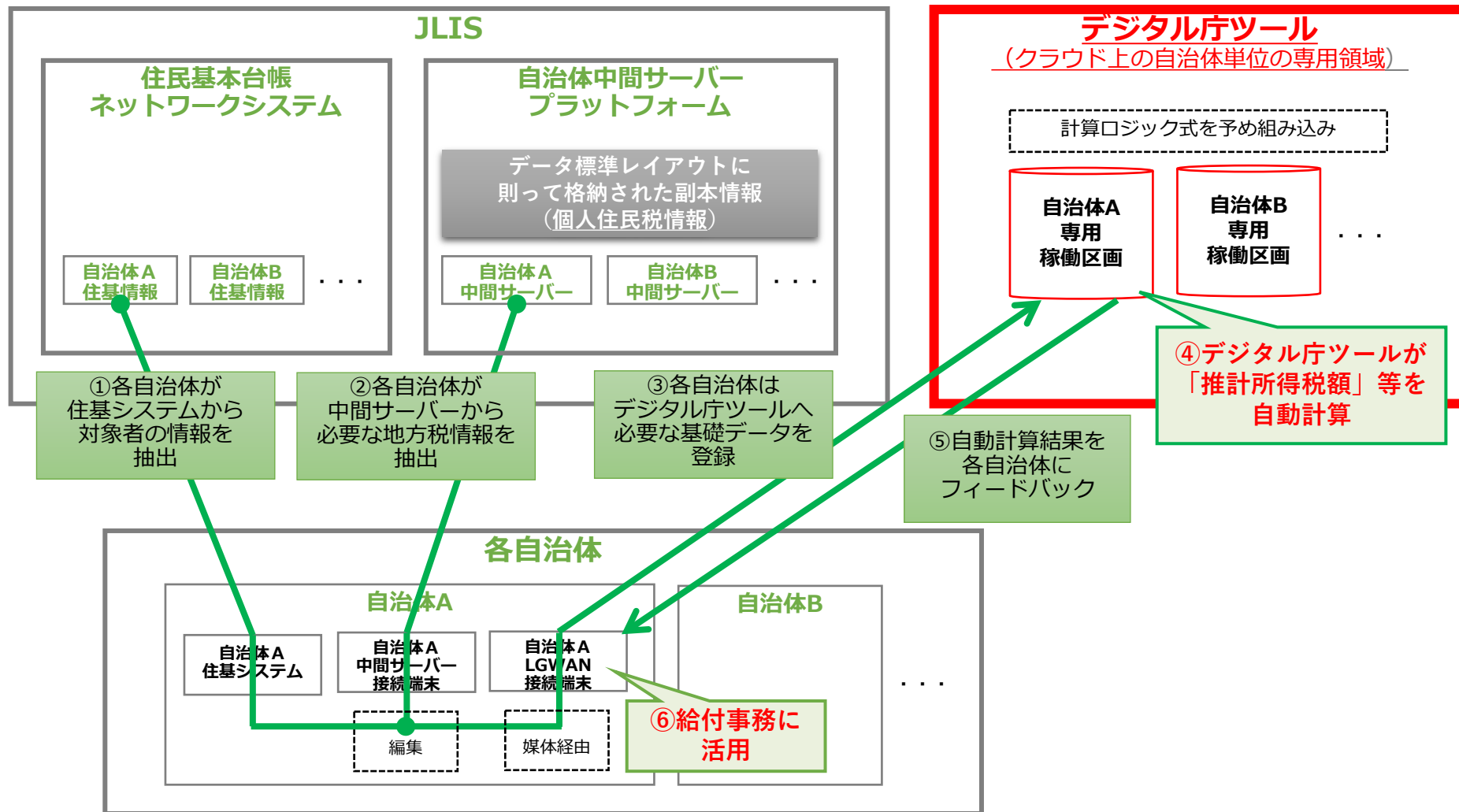
【参考】市町村による「令和5年分所得税額」の把握方法について

- 市町村は、「令和5年分所得税額」を以下のいずれかの方法で把握予定。
 - ① 入手した「確定申告書」、「給与支払報告書」等に記載されている所得税額を基に各市町村の税務システムに取り込んでいる活用可能なデータから所得税額を把握
 - ② 各市町村の税務システムに取り込んでいる個人住民税課税情報（所得金額や人的控除等の情報）から、市町村独自の算出システムを用いて所得税額を推計
 - ③ 各市町村の税務システムに取り込んでいる個人住民税課税情報（所得金額や人的控除等の情報）から、国から示す「推計所得税額等算定ツール」を用いて所得税額を推計

※「所得税額（国税）」は、個人住民税の計算に必要なため、データ化・システム化しておらず、活用可能なデータとして保持していない団体も存在。

デジタル庁のツールを活用した「推計所得税額等算定ツール(仮称)」のイメージ

- 各自治体は、デジタル庁のツール(「推計所得税額等算定ツール(仮称)」)を活用することで、「調整給付」の給付事務に際する煩雑な事務負担(例:システム改修や業者委託により個人住民税情報から所得税額を個別に推計)を大きく軽減させることが可能。



世帯類型別の収入水準と各措置の対応イメージ

		本人 + 扶養親族	住民税非課税	住民税均等割のみ課税	定額減税 + 調整給付	定額減税満額控除
給与収入	単身世帯	1	～100万円程度	～115万円程度	～210万円程度	210万円程度～
	夫婦子1人 (大学生)	3	～205万円程度	～235万円程度	～575万円程度	575万円程度～
	夫婦子2人 (小学生)	4	～255万円程度	～270万円程度	～535万円程度	535万円程度～
年金収入	高齢単身※	1	～155万円程度	～160万円程度	～230万円程度	230万円程度～
	高齢夫婦※	2	～210万円程度	～220万円程度	～355万円程度	355万円程度～

(注1) 標準的な社会保険料支払いを仮定している。

(注2) 単身世帯を除き、配偶者控除を適用。

※ 納税者本人は65歳以上、配偶者は70歳以上として計算。

給付支援サービスの概要について

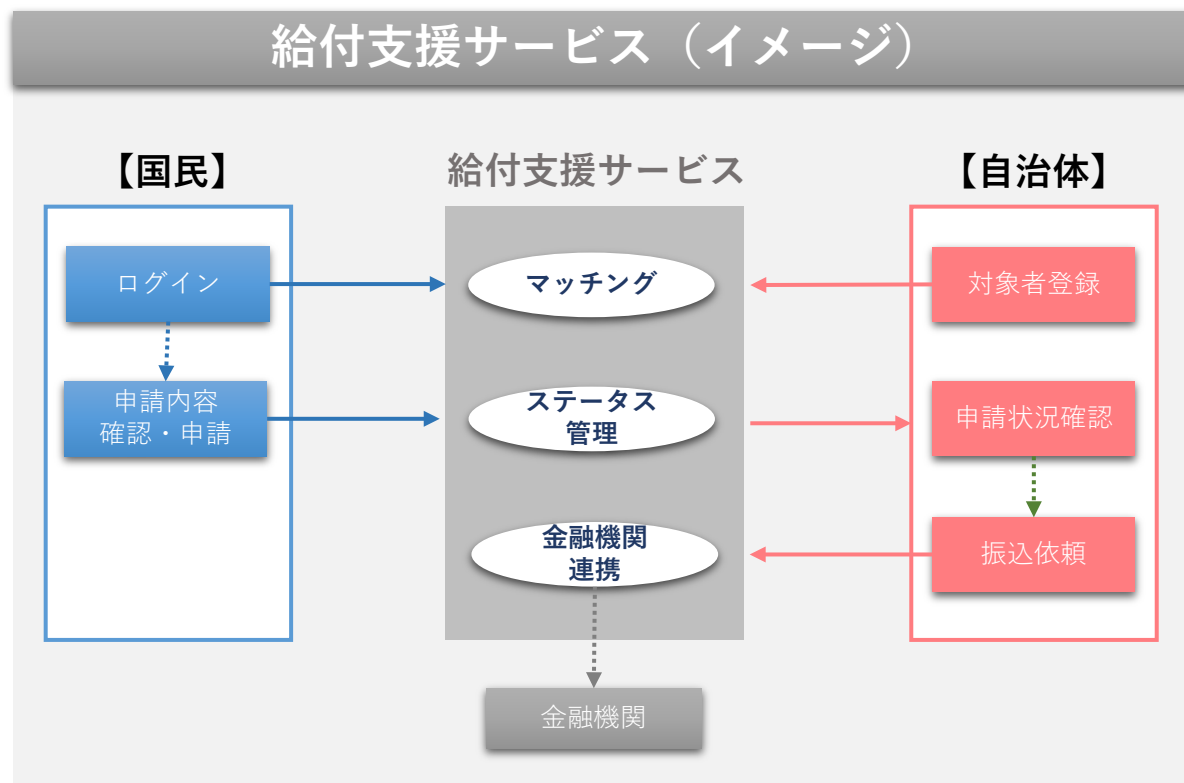
- 国民・自治体双方において、申請から給付（振込）までのプロセスが一気通貫でデジタルで完結できることから迅速且つ効率的な給付が可能となる

【利用方法】

- マイナンバーカードで本人確認
- 公金受取口座又は自治体独自で保有する口座情報を利用

【利用者のメリット】

- 事前に自治体により対象者の情報が登録されているほか、
- サービス上で本人情報を取得できる機能もあり、面倒な申請書記入項目を最小限におさえ、添付書類を省略することができる



【利用方法】

- 対象者情報の抽出については自治体で実施

【自治体のメリット】

- 審査に必要な項目（公金受取口座情報等を含む）について、左記の機能を活用し本人がデータを提供することで、自治体の対象者情報の抽出が効率化できる
- 書面の場合は、職員が内容を確認する必要があるところ、系統的にチェックできるため、事務処理負担を大幅に削減することができる

○給付金の給付に利用可能なオンライン申請サービスを有する自治体は一定程度あるが（全自治体の約3割（約400団体））、給付金の給付で活用実績がある団体はそのうち一部にとどまる（約3割（約100団体））※地方創生推進事務局にて自治体アンケートを実施

◎従来の給付金事務でオンライン申請サービスの利用実績がある自治体をはじめ、早期給付の必要性に留意しつつ、地域の実情に応じて効果的な場合には、オンライン申請サービスの活用についてあわせて検討するよう周知

◎その際、給付事務の円滑な実施に支障ない範囲で、オンライン申請による申請者については、他の申請者よりも速やかに給付を行うこと（ファストパスの設定）についても検討するよう推奨

※利用実績がある36団体に対してヒアリング

対象者が案内サイトから申請
(伊勢市ほか35団体)

口座振込

自治体から案内を通知



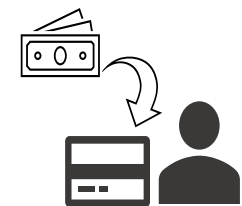
確認書送付
(QR、管理番号付き)



要件確認



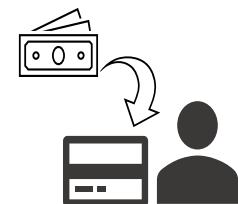
※申請書記入漏れ
や証明書の添付
漏れを防止



LINEで申請 (座間市)



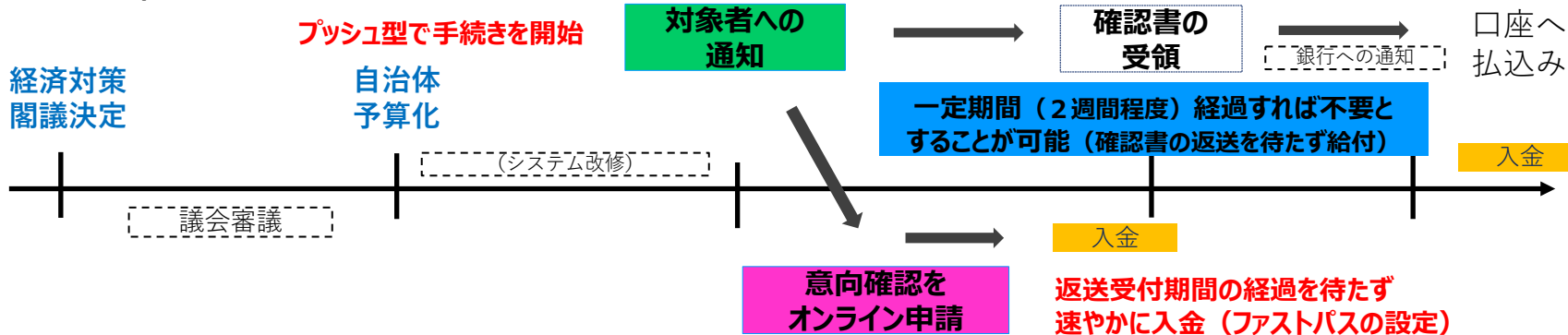
※添付資料がなく、
迅速な審査が可能



低所得世帯給付の迅速な執行に向けた取組み（オンライン申請やファストパスの設定等）

○自治体からの案内通知にQRコード、管理番号を付し、案内サイトやSNSからの申請を可能に
 ⇒ 確認書の返送が不要であることから、24時間申請が可能で、かつ、早期給付が可能

<早期給付の取組内容>



[東京都品川区による先行事例]

◎品川区では、3万円給付時に、**オンライン申請を活用**することにより、紙申請に比べて、支給決定まで期間を**15日間短縮**。

オンライン申請の場合（※利用率48.8%）

（7月） ⇒通知から最短で**6日**で支給決定

月	火	水	木	金	土	日
10	11	12 対象者周知	13 対象者通知	14 通知到達	15 通知到達	16
17	18 初回支給決定	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

口座振込は決定から2週間後

紙申請の場合

（7月） ⇒通知から最短で**21日**で支給決定

月	火	水	木	金	土	日
10	11	12 対象者周知	13 対象者通知	14 通知到達	15 通知到達	16
17	18	19	20 返送書類の審査開始	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

（8月）

月	火	水	木	金	土	日
1	2 初回支給決定	3	4	5	6	

口座振込は決定から2週間後

※紙申請による事務作業の増加要因
 ・大量の紙申請の受付・整理（手書きで読めない文字の確認も発生）
 ・各種確認書類のスキャン作業・不備対応等に2～3週間程度の期間を要する。

[岡山県総社市による先行事例]

◎総社市では、7万円給付時について、最短でお届けするために、**公式LINEを活用**。
 ◎前回（R5.6）支給世帯について、Push型で**可能な限り多くの方への年内給付を実現**。

